保険薬局・保険薬剤師とは

～薬局・薬剤師を取り巻く環境の変化～

長野県薬剤師会
保険医療委員会

保険調剤とは
（ガイドブック P2）

保険調剤は契約調剤　⇒　知らなかったは通用しない！

- 保険調剤は、健康保険法等に基づく保険者と保険薬局との公法上の契約
- 保険調剤のルールを熟知していることが前提

保険上のルールを守る必要がある！

- 薬剤師自らの意思で保険薬剤師となる
- 保険薬剤師は、保険薬局において健康保険の調剤に従事する

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（薬担規則）の遵守！

- 保険薬局の指定、届出事項の掲示
- 療養の給付を担当しなければならない

薬局・保険薬局とは

（ガイドブック P3～）

薬　局

薬局とは、

「医薬品医療機器等法」に
基づき薬剤師が販売又は授与の
目的で調剤業務を行う場所をいう。

保険薬局

保険薬局とは、

「健康保険法」に基づく療養の
給付の一環として保険業務を
取り扱う薬局をいう。

薬　　局	医薬品医療機器等法
保険薬局	健康保険法 薬担規則 医療法 指定法令・指定省令

薬剤師・保険薬剤師とは

（ガイドブック P6～）

薬　剤　師

薬剤師とは、

調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、国民の健康な生活を確保するものとする。（薬剤師法-薬剤師の任務-第１条）

保険薬剤師

保険薬剤師とは、

保険薬局において保険調剤に従事する薬剤師をいう。
（厚生労働大臣の登録が必要）
登録は薬剤師自らの意志で行う。

薬　剤　師	薬剤師法
保険薬剤師	健康保険法 薬担規則 医療法 指定法令・指定省令

薬局をめぐる諸問題

- 調剤過誤
- 無資格調剤
- 薬歴の未記載
- 処方箋の付け替え
- 処方箋なしで処方箋医薬品の販売
- 偽造医薬品の流通

倫理観を持ち続けているか、法律・制度を順守しているかなど医療の担い手としての心得が重要

薬局における調剤業務の変化

第一世代	第二世代	第三世代	第四世代	第五世代
調　剤	処方内容の確認 調　剤	患者インタビュー 処方内容の確認 調　剤	患者インタビュー 処方内容の確認 処方意図の解析 調　剤	患者インタビュー 処方内容の確認 処方意図の解析 調　剤 後発医薬品の調剤 在宅調剤
用法指示	用法指示	服薬指導	服薬指導 薬剤情報提供	服薬指導 薬剤情報提供
		薬歴管理	薬歴管理／活用 リスクマメージメント 患者服薬情報提供	薬歴管理／活用 リスクマメージメント 患者服薬情報提供
	医ー薬連携	医ー薬連携	医ー薬連携 薬ー薬連携	医ー薬連携 薬ー薬連携 他職種連携
第六世代	一元的・継続的薬剤管理、残薬対応、ポリファーマシー対策			コンサルテーション

日本薬剤師会作成改変

（ガイドブック P10）

「患者のための薬局ビジョン」 ～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

健康サポート機能

健康サポート薬局

☆ 国民の**病気の予防や健康サポートに貢献**

- 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
- 健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介 等

高度薬学管理機能

☆ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応

- 専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援 等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握

☆ **副作用や効果**の継続的な確認

☆ **多剤・重複投薬や相互作用の防止**

○ ICT（電子版お薬手帳等）を活用し、

- 患者がかかる**全ての医療機関の処方情報を把握**
- 一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

☆ **夜間・休日、在宅医療**への対応

- **24時間**の対応
- **在宅患者**への薬学的管理・服薬指導

※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

☆疑義照会・処方提案

☆副作用・服薬状況のフィードバック

・医療情報連携ネットワークでの情報共有

☆医薬品等に関する相談や健康相談への対応

☆医療機関への受診勧奨

（ガイドブック P16）

特定の機能を有する薬局の認定

○　薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- **入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（地域連携薬局）**
- **がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）**

→ **患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応**

→ **患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応**

地域連携薬局

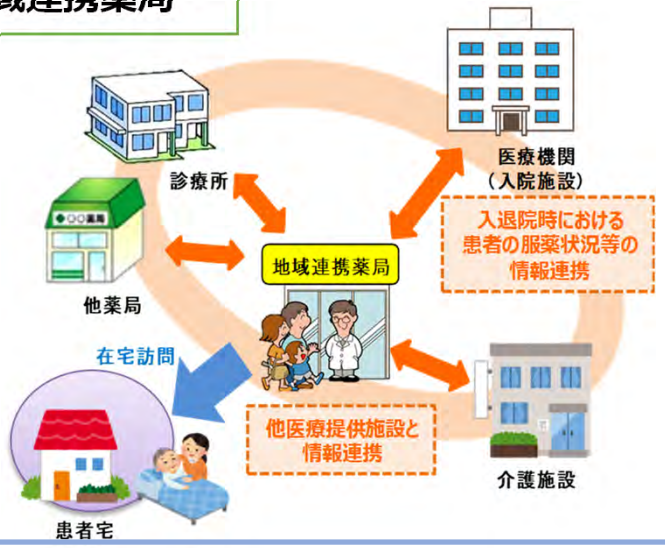

〔主な要件〕
- **関係機関との情報共有**（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- **夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画**
- **地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置**
- **在宅医療への対応**（麻薬調剤の対応等）　等

専門医療機関連携薬局

〔主な要件〕
- **関係機関との情報共有**（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- **学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置**　等

（ガイドブック P20）

かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき３つの機能

○　**地域包括ケアシステムの一翼を担い、薬に関して、いつでも気軽に相談できるかかりつけ薬剤師**がいることが重要。

○　かかりつけ薬剤師が役割を発揮する**かかりつけ薬局**が、組織体として、業務管理（勤務体制、薬剤師の育成、関係機関との連携体制）、構造設備等（相談スペースの確保等）を確保。

服薬情報の一元的・継続的把握

- 主治医との連携、患者からのインタビューやお薬手帳の内容の把握等を通じて、**患者がかかっている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握**し、薬学的管理・指導を実施。
- 患者に複数のお薬手帳が発行されている場合は、**お薬手帳の一冊化・集約化**を実施。

２４時間対応・在宅対応

- **開局時間外**でも、薬の副作用や飲み間違い、服用のタイミング等に関し随時**電話相談を実施**。
- **夜間・休日**も、在宅患者の症状悪化時などの場合には、**調剤を実施**。
- 地域包括ケアの一環として、残薬管理等のため、**在宅対応**にも積極的に関与。

（参考）・現状でも半分以上の薬局で24時間対応が可能。（5.7万のうち約3万の薬局で基準調剤加算を取得）
・薬局単独での実施が困難な場合には、調剤体制について**近隣の薬局や地区薬剤師会等と連携**。
・へき地等では、患者の状況確認や相談受付で、薬局以外の**地域包括支援センター等との連携**も模索。

医療機関等との連携

- 医師の処方内容をチェックし、必要に応じ処方医に対して**疑義照会や処方提案**を実施。
- **調剤後も患者の状態を把握**し、**処方医へのフィードバック**や**残薬管理・服薬指導**を行う。
- **医薬品等の相談や健康相談に対応**し、**医療機関に受診勧奨**する他、**地域の関係機関と連携**。

（ガイドブック P16、8）

かかりつけ薬剤師としての役割の発揮に向けて

～ 対物業務 から 対人業務 へ～

患者中心の業務

薬中心の業務

- 処方箋受取・保管
- 調製（秤量、混合、分割）
- 薬袋の作成
- 報酬算定
- 薬剤監査・交付
- 在庫管理

- 医薬関係団体・学会等で、専門性を向上するための**研修の機会の提供**
- 医療機関と薬局との間で、患者の同意の下、**検査値や疾患名等の患者情報を共有**
- 医薬品の安全性情報等の**最新情報の収集**

専門性＋コミュニケーション能力の向上

患者中心の業務

- 処方内容チェック（重複投薬、飲み合わせ）
- 医師への疑義照会
- 丁寧な服薬指導
- 在宅訪問での薬学管理
- 副作用・服薬状況のフィードバック
- 処方提案
- 残薬解消

薬中心の業務

（ガイドブック P18）

医薬品医療機器等法改正

（ガイドブック P11）

薬剤師が、調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う義務

（患者フォローアップ）

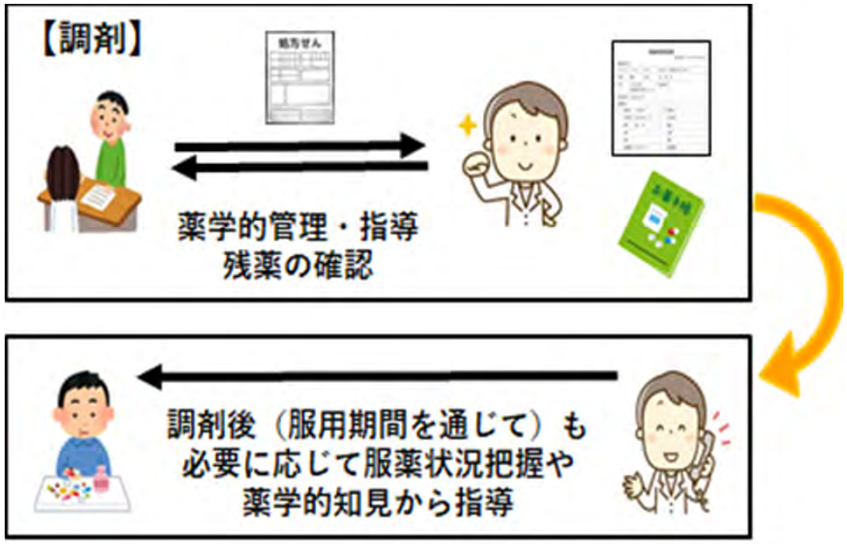

（参考）

日本薬剤師会HP

⇒ 薬局関連情報 ⇒ その他

⇒「薬剤使用期間中の患者フォローアップの手引き（第1.1版）」

医薬分業に対する厚生労働省の基本的な考え方

○薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ＩＣＴも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施。
○これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、**患者の薬物療法の安全性・有効性が向上**するほか、**医療費の適正化**にもつながる。

今後の薬局の在り方（イメージ）

現状 多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。

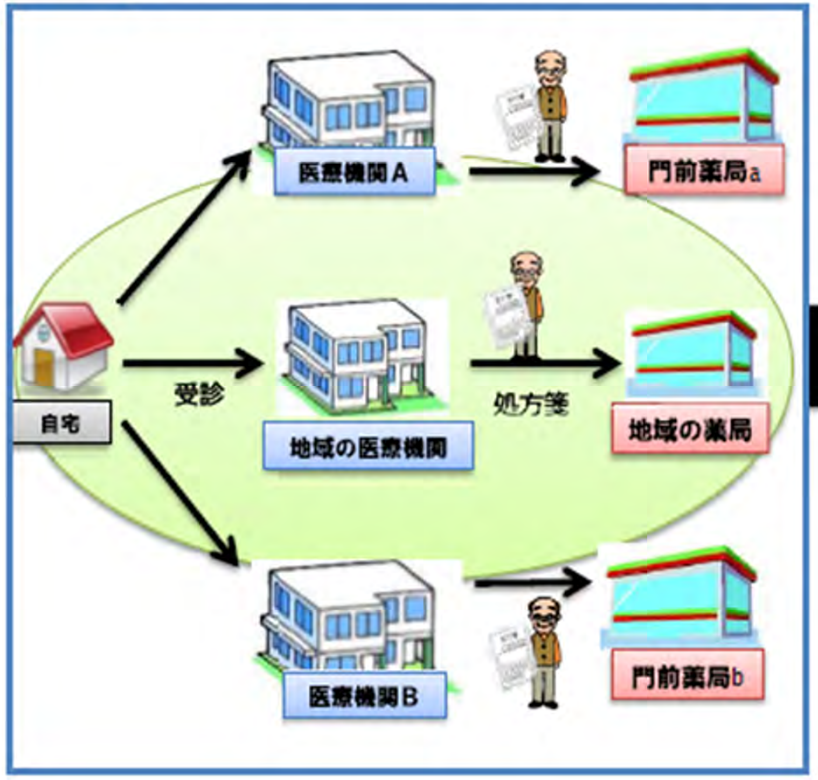

今後 患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにあるかかりつけ薬局に行く。

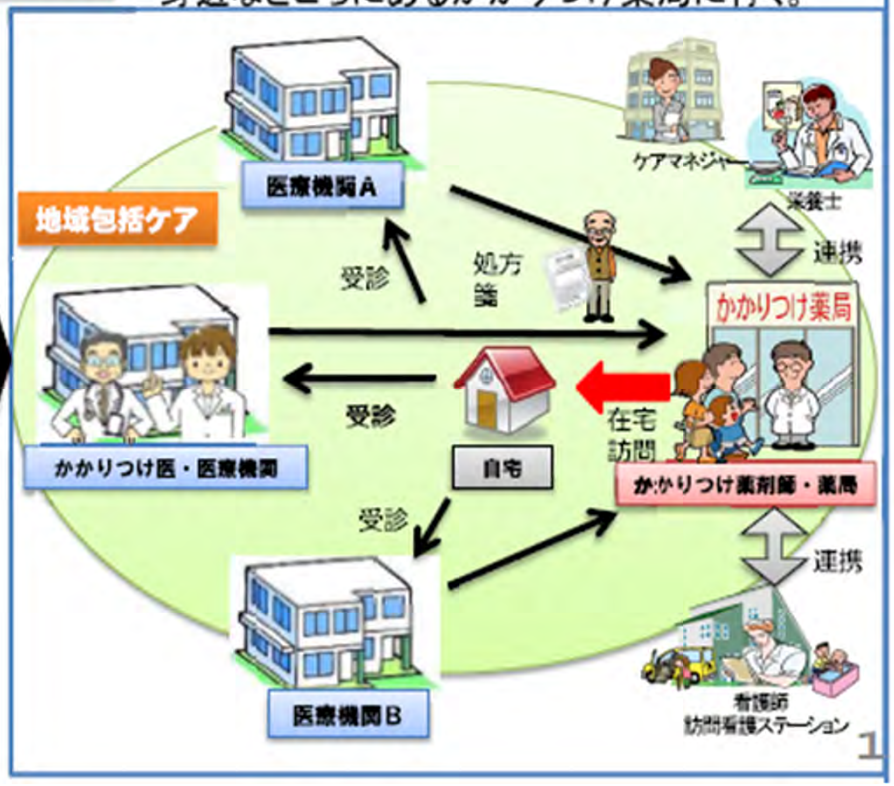

（ガイドブック P15）

まとめ

- 対物業務　⇒　対人業務
- 地域連携の強化

かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師として
地域医療を担う存在へ